

市議会 9 月定例会 行政報告（9 月 7 日）

市議会 9 月定例会初日に当たり行政報告いたします。

紫雲寺児童館及び加治川児童館の廃止について

紫雲寺児童館及び加治川児童館の廃止について御報告いたします。

現在、紫雲寺児童館及び加治川児童館は、放課後児童クラブと同じ施設内に設置されております。

児童館とは、児童福祉法に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的としております。また、放課後児童クラブとは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業で、保護者及び同居親族が就労等により、昼間、留守家庭となる小学生を対象に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

紫雲寺児童館及び加治川児童館は、平成 17 年の市町村合併以前より設置され、これまで多くの児童に利用されてきました。

しかしながら、近年、平日に保護者が就労し、保育園等を利用する家庭が増えたことで児童館の利用者数は減少しており、その一方で、就労する保護者の増加により放課後児童クラブは年々利用者が増加してきております。

こうした状況から、二つの児童館を廃止し、その場所を放課後児童

クラブの一部として転用し、広々としたスペースで放課後児童クラブの子ども達が過ごすことができるようにしたいというものであります。

なお、これまでの間の対応といたしましては、6月21日に紫雲寺地区自治会連合会役員会の皆様に、8月16日には加治川地域振興協議会役員会の皆様に、それぞれ児童館及び放課後児童クラブの現状を説明し、児童館の廃止に向けた考えについて、御理解を得たところであります。

今後につきましては、二つの児童館を御利用いただいている皆様に丁寧に説明し、御理解いただけるよう努めてまいります。また、関係条例の改正につきましては、12月定例会に上程させていただきたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。